

## 【別紙 2】 水質検査項目の省略指針案

本指針は、水質基準の柔軟な運用との方針を踏まえ、各水道事業者等が水質検査の省略を検討するに当たっての指針を示したものである。

### 1. 水質検査を省略することのできない項目

病原微生物に関連する項目、水道水の基本的要素に関する項目、消毒剤及び消毒副生成物である項目については、検査を省略することはできない（臭素酸については、オゾン処理を行っている場合又は次亜塩素酸による消毒を行っている場合に限る。）。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 一般細菌           | 12. ジクロロ酢酸    |
| 2. 大腸菌            | 13. トリクロロ酢酸   |
| 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素  | 14. ホルムアルデヒド  |
| 4. シアン（消毒副生成物として） | 15. 塩素イオン     |
| 5. 臭素酸            | 16. 有機物質（TOC） |
| 6. クロロホルム         | 17. 味         |
| 7. ジブロモクロロメタン     | 18. 色度        |
| 8. ブロモジクロロメタン     | 19. 臭気        |
| 9. ブロモホルム         | 20. 濁度        |
| 10. 総トリハロメタン      | 21. pH        |
| 11. クロロ酢酸         |               |

### 2. 水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき項目

以下の項目については、水道用資機材・薬品からの溶出・付加について十分な検討が行われた上でなければ検査を省略してはならない。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1. クロム（6価） | 4. アルミニウム |
| 2. 鉛       | 5. 鉄      |
| 3. 亜鉛      | 6. 銅      |

### 3. 地下水を水源とする場合に考慮すべき項目

地下水を水源とする場合においては、以下の項目について十分な検討が行われた上

でなければ検査を省略してはならない。

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 1. 四塩化炭素                    | 5. ジクロロメタン    |
| 2. 1,4-ジオキサン                | 6. テトラクロロエチレン |
| 3. 1,1-ジクロロエチレン             | 7. トリクロロエチレン  |
| 4. <i>cis</i> -1,2-ジクロロエチレン | 8. ベンゼン       |

#### 4. 停滞水を水源とする場合に考慮すべき項目

湖沼その他停滞水を水源とする場合においては、以下の項目について十分な検討が行われた上でなければ検査を省略してはならない。

1. ジェオスミン
2. 2-メチルイソボルネオール

#### 5. 海水淡水化を行う場合に考慮すべき項目

海水の淡水化を行う場合には、ほう素に係る水質検査を省略してはならない。

#### 6. その他原水の状況等を考慮すべき項目

上記以外の項目については、検査の省略に当たっては、原水の状況等を十分考慮しなければならない。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. カドミウム      | 7. ナトリウム      |
| 2. 水銀         | 8. マンガン       |
| 3. セレン        | 9. 陰イオン界面活性剤  |
| 4. ひ素         | 10. 非イオン界面活性剤 |
| 5. ふっ素        | 11. フェノール類    |
| 6. 硬度 (Ca,Mg) | 12. 蒸発残留物     |

#### 7. 留意事項

上記2～6に掲げる場合に該当しない場合であっても、現に過去に基準値の5/10を超えて検出されたことがある項目については水質検査を省略してはならない。